

子ども医療費受給者証に関する注意点

< 受給者証の有効期間について >

受給者証の有効期間は原則として毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間で、毎年7月1日に新しい受給者証に切り替わります。7月1日以降も引き続き資格のある方は、毎年6月末頃に新しい受給者証をお住まいの区の区役所保険年金医療課介護医療係（北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所市民課介護医療係）よりお送りします。

ただし、下記の場合には、受給者証の有効期間が異なりますので、ご注意ください。

受給者証の有効期間が短くなっています



○ お子さまが3歳になられる場合

3歳の誕生日の翌月から外来の一部負担金が変わるため、誕生日の属する月の末日までの受給者証をお渡します。3歳の誕生日の翌月からお使いいただく新しい受給者証は、誕生日の属する月の末日までに改めてお送りします。

○ お子さまが小学校4年生になられる場合

小学4年生になる4月から受給者証の公費負担者番号が変わるため、3月末までの受給者証をお渡します。4月からお使いいただく新しい受給者証は3月末までに改めてお送りします。

○ お子さまが中学3年生の場合

高校生(※)からは、子ども医療費助成の対象が入院のみとなるため、中学校を卒業する年度の3月末まで有効な受給者証をお渡します。中学校卒業後、子ども医療費受給者証の発行を希望される場合は改めて資格認定の申請が必要です。

ひとり親家庭等医療費助成・重度障害者医療費助成の要件に該当する場合は、資格認定の申請をすることで、入院および外来等の医療費助成を受けることが出来ます。この場合、上記の子ども医療費助成の申請は不要です。

○ お子さまが高校3年生の場合

子ども医療費助成の対象は高校3年生まで(※)のお子さまです。そのため高校を卒業する年度の3月末まで有効な受給者証をお渡します。

※中学校卒業から18歳到達後の最初の3月31日までの方を指します。高等学校などに通っていない方も対象です。